

の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、その指定児童発達支援事業所の従業者が清潔を保持し、健康管理に努めるように留意しなければならない。

(緊急時等の対応)

第33条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に指定児童発達支援の提供を行っている場合であって、当該障害児に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(市町村への通知)

第34条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供している障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を通所給付決定保護者に係る市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第35条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に対し、この章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第42条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第37条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、通所している障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第38条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定

員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第39条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第40条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、その者の健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第41条 指定児童発達支援事業者は、通所している障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、その者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかななければならない。

(重要事項の揭示)

第42条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該障害児に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず障害児に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第44条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第45条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の管理者は、通所している障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う者として懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、その従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第47条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスを行う者等(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)又はこれらの従業者に対し、これらの者が障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該障害児相談支援事業者等を障害児又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した障害児又はその通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に係る苦情に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長(以下この条において「知事等」という。)が行う命令又はこれらの職員による質問若しくは検査に応じ、及び知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第50条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的な活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 児童発達支援センターである児童発達支援事業所に係る指定児

童発達支援事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第51条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、通所給付決定保護者に係る市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第52条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第53条 指定児童発達支援事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第1項に規定する指定児童発達支援の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第34条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第43条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由等の記録
- (5) 第49条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 第51条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第3章 医療型児童発達支援

(基本方針)

第54条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下この章及び第66条において「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

(従業者)

第55条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下この章において「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定医療型児童発達支援事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者
- (7) 日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合にあっては、機能訓練担当職員

- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第56条 指定医療型児童発達支援事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備
- (2) 指導訓練室
- (3) 屋外訓練場
- (4) 相談室
- (5) 調理室
- (6) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

2 前項各号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(準用)

第57条 第7条、第11条本文、第12条から第40条まで、第42条から第46条まで、第47条第1項、第48条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援事業者及び指定医療型児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第36条」と、第23条第3項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条において準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第57条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第57条において準用する次条」と、第33条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第10号を除く。)に掲げる」と、第42条中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第57条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第57条において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第57条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第57条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第57条において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

(基本方針)

第58条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下この章及び第66条において「指定放課後等デイサービス」という。)の事

業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者)

第59条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下この章において「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定放課後等デイサービス事業所」という。)には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者
- (3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合においては、機能訓練担当職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。

4 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第60条 第7条から第9条まで、第11条本文、第12条から第29条まで、第31条、第33条から第40条まで、第42条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業、指定放課後等デイサービス事業者及び指定放課後等デイサービス事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第10号を除く。)に掲げる」と、第42条中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第60条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第60条において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第60条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第60条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第60条において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

第5章 保育所等訪問支援

(基本方針)

第61条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下この章及び第66条において「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第62条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下この章において「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定保育所等訪問支援事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 訪問支援員
- (2) 児童発達支援管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第63条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分証明書)

第64条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第65条 第7条、第12条から第29条まで、第31条、第33条から第37条まで、第40条、第42条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項及び第51条から第53条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業、指定保育所等訪問支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「場合」とあるのは、「場合であって、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねていないとき」と、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第65条において準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第4号、第9号及び第10号を除く。)に掲げる」と、第42条中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第65条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第65条において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第65条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第65条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第65条において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(多機能型事業所の特例)

第66条 指定障害児通所支援事業者が、次に掲げる事業のうち2以上の事業(第5号に掲げる事業のみを行うものを除く。)を一体的に行う場合における当該事業の基準に関する特例は、規則で定める。

- (1) 指定児童発達支援の事業
- (2) 指定医療型児童発達支援の事業
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業
- (4) 指定保育所等訪問支援の事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)に規定する次に掲げる事業

- ア 指定生活介護の事業
- イ 指定機能訓練の事業
- ウ 指定生活訓練の事業
- エ 指定就労移行支援の事業
- オ 指定就労継続支援A型の事業
- カ 指定就労継続支援B型の事業

(補則)

第67条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日において障害者総合支援法附則第10条第3項の規定により同項に規定する児童デイサービスに係る障害者総合支援法第29条第1項の指定を受けたものとみなされた者であって、引き続き当該児童デイサービスの事業を行っているものについては、平成27年3月31日までの間は、第5条第1項第2号及び第3号並びに第5項並びに第59条第1項第2号及び第3号並びに第4項の規定は適用せず、第26条及び第27条の規定の適用については、第26条第1項中「管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項及び第4項から第7項まで並びに第27条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。

(基準該当通所支援の事業の基準)

- 3 当分の間、児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業の基準は、平成24年3月31日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第3条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する児童デイサービスに係る同法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業に適用される基準とする。

障害者支援課

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第67号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 指定福祉型障害児入所施設(第4条-第50条)
- 第3章 指定医療型障害児入所施設(第51条-第53条)

第4章 雑則(第54条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条の12第1項及び第2項の規定により、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害児入所施設 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。
- (2) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- (3) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。
- (4) 指定入所支援 法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。
- (5) 入所給付決定 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定をいう。
- (6) 入所給付決定保護者 法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。
- (7) 法定代理受領 法第24条の3第8項(法第24条の7第2項において準用する場合を含む。)又は法第24条の20第3項(これらの規定を法第24条の24第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援又は法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(一般原則)

第3条 指定障害児入所施設は、障害児及びその入所給付決定保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第45条において「障害福祉サービス」という。)を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよ

う努めなければならない。

第2章 指定福祉型障害児入所施設

(従業者)

第4条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)第57条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。第51条第1項第2号において同じ。)及び保育士
- (3) 栄養士
- (4) 調理員
- (5) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第68条第1項第6号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、当該各号に定める従業者を置かなければならない。

- (1) 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)又は主として肢体不自由(法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 看護師
- (2) 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 医師
- (3) 5人以上の障害児に心理指導を行う指定福祉型障害児入所施設 心理指導を担当する職員
- (4) 職業指導を行う指定福祉型障害児入所施設 職業指導員

3 前2項に規定する従業者の員数の基準は、規則で定める。

4 第1項(第1号を除く。)及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、栄養士及び調理員については、障害児の支援に支障がない場合には、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

5 指定福祉型障害児入所施設が指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この項において同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援及び施設障害福祉サービス(障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。)を同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第62号。次条第5項において「指定障害者支援施設基準条例」という。)に定める指定障害者支援施設の従業者に関する基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第5条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設で主として知的障害のある児童を入所させるものについては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福

祉型障害児入所施設で主として盲児（強度の弱視児を含む。次項第2号において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次項第3号において同じ。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 調理室
- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 医務室
- (6) 静養室

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢及び適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）
- (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 次に掲げる設備
 - ア 遊戯室
 - イ 訓練室
 - ウ 職業指導に必要な設備
 - エ 音楽に関する設備
 - オ 浴室及び便所の手すり、点字による表示等の盲児の身体の機能の不自由を助ける設備
- (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 次に掲げる設備
 - ア 遊戯室
 - イ 訓練室
 - ウ 職業指導に必要な設備
 - エ 映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 次に掲げる設備
 - ア 訓練室
 - イ 屋外訓練場
 - ウ 浴室及び便所の手すり等の当該児童の身体の機能の不自由を助ける設備

3 第1項第1号の居室その他の設備の基準は、規則で定める。

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、居室以外の設備は、当該指定福祉型障害児入所施設の障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねるものとすることができる。

5 指定福祉型障害児入所施設が前条第5項に規定する場合にあつては、指定障害者支援施設基準条例に定める指定障害者支援施設の設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（重要事項の説明等）

第6条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者から指定入所支援の利用の申込みがあつた場合は、その申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第33条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者の

施設の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（サービス提供拒否の禁止）

第7条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（あっせん等に対する協力）

第8条 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービスの提供が困難である場合の対応）

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他当該障害児に対し当該指定福祉型障害児入所施設において適切な指定入所支援を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に対する適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証（法第24条の3第6項に規定する入所受給者証をいう。第14条第1項において同じ。）によって、その者の障害児に係る入所給付決定の有無及び給付決定期間等を確認するものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第11条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から指定入所支援の利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、障害児入所給付費の支給の申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴い入所給付決定保護者が行う障害児入所給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第12条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、その者その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居住地の変更が見込まれる者への対応）

第13条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに、当該居住地の都道府県に連絡しなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第14条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の期日その他の必要な事項を、その者の入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 前項の場合において、指定福祉型障害児入所施設は、遅滞なく、当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に同項に規定する事項を報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動

が見込まれる場合においては、速やかに、県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した場合は、その提供した日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定入所支援の提供を受けたことについて入所給付決定保護者の確認を受けなければならない。

(入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接障害児の便益を向上させ、かつ、入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による支払を求めようとするときは、入所給付決定保護者に対し、その用途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める支払については、この限りでない。

(支払の受領等)

第17条 指定福祉型障害児入所施設は、規則で定めるところにより、入所給付決定保護者から指定入所支援に要した費用等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び当該費用の額について説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、その者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者から法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その者に対し、その指定入所支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(入所利用者負担額の管理)

第18条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等(法24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。)が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、その合計額を、当該障害児に係る入所給付決定保護者の居住地の都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(取扱方針)

第19条 指定入所支援は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切に行うとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児及びその入所

給付決定保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、自らその提供する指定入所支援の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその提供する指定入所支援の質の改善を図らなければならない。

(入所支援計画)

第20条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成しようとするときは、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者に対する支援を適切に行うことができるよう、その者及びその入所給付決定保護者の希望する生活並びに当該障害児に係る課題等の把握を行わなければならない。

3 前項の規定による把握は、障害児及びその入所給付決定保護者に対し、面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行わなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、第2項の規定により把握した障害児及びその入所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、適切な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した入所支援計画を作成しなければならない。

- (1) 障害児の生活に対するその者及びその入所給付決定保護者の意向
- (2) 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
- (3) 障害児の生活全般の質を向上させるための課題
- (4) 提供する指定入所支援の具体的内容
- (5) 指定入所支援を提供する上での留意事項
- (6) その他必要な事項

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議により、当該担当者等の意見を聴かななければならない。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成したときは、障害児及びその入所給付決定保護者にこれを交付して、その内容を説明し、文書により、これらの者の同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行い、少なくとも半年ごとに入所支援計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、障害児に係る入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、原則として、当該障害児及びその入所給付決定保護者に対し定期的に面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で、その把握した結果を記録しなければならない。

8 第4項から第6項までの規定は、入所支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第21条 児童発達支援管理責任者は、前条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条の規定による検討及び必要な援助並びに第23条の規定に

よる相談及び援助

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言
(検討等)

第22条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。）、指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）等（以下この条において「指定通所支援等」という。）を利用することにより居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討し、それが可能と認められる場合には、その者及びその者に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、指定通所支援等の利用等に対する必要な援助を行わなければならない。

(相談等)

第23条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもってその者に対する指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、その者に対し、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、その者ができる限り社会生活を円滑に営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の指導、訓練等に従事する従業者を配置しておかななければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、その入所給付決定保護者の負担により、指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第25条 入所している障害児に提供する食事は、できる限り変化に富み、及び障害児の健全な発育に必要な栄養を含むものとするとともに、その身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入所している障害児に提供する食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものであるよう努めなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所している障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者に係る入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に入所している障害児の家族との連携を図るとともに、当該障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児が社会参加するため、必要な情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

(健康管理)

第27条 指定福祉型障害児入所施設は、常に入所している障害児の健康の状況に注意するとともに、その者に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による健康診断の方法に準じて行わなければならない。ただし、その者に対し規則で定める健康診断が行われた場合には、規則で定めるところにより、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者が清潔を保持し、健康管理に努めるよう留意しなければならない。この場合において、入所している障害児に提供する食事を調理する従業者については、毎日、その健康状態を把握するなど特に留意しなければならない。

(緊急時等の対応)

第28条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に指定入所支援の提供を行っている場合であって、当該障害児に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第29条 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者及びその者に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第30条 指定福祉型障害児入所施設は、その設置者が障害児に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

第31条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供している障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

第32条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、当該指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に対し、この章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。